

NEWS

「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」が まとめられました

2019年の令和元年東日本台風（第19号）による大雨に伴う内水氾濫により、高層マンションの地下部分に設置されていた高圧受変電設備が冠水し、停電したことによりエレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能となる被害が発生しました。

こうした建築物の浸水被害の発生を踏まえ、国土交通省は経済産業省の連携のもと、学識経験者、関連業界団体等からなる「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」を2019年11月に設置し、2020年6月19日に「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」としてとりまとめました。当協会も検討会に参画しています。

ガイドラインでは、高圧受変電設備等の設置が必要な建物の建築時・改修時を適用範囲とし、止水板などによる建築物内への浸水を防止する対策や建物内に浸水があった場合でも電気設備設置室等への浸水する対策として防水扉の設置等による防水区画をつくることが記載されています。

ガイドラインは国土交通省 ホームページにて公開しています。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html

